

令和7年度業務改善助成金の申請締め切りについて

令和7年度業務改善助成金の申請期間については、愛媛県最低賃金額改正日である令和7年12月1日の前日の**令和7年11月30日（日）**までとなっておりますが、実務の関係上、

持参・郵送→ 令和7年11月28日（金）までに愛媛労働局 5F助成金コーナーに必着

電子申請→ 令和7年11月30日（日）まで申請可能となっております。

上記申請締切日までに、必要書類等の提出が必要です。**申請書類が不足している場合や書類に不備がある場合は、受理ができずに返却することになり、締切日直前でのご提出の場合、申請が間に合わない可能性がございます。**

また、申請から交付決定までの期間として3か月以上要しております。交付決定後、**令和8年3月31日までに助成対象設備の導入が間に合わない場合は、助成金の支給要件とはならず申請の取下げが必要**となりますので、導入機器・導入時期等にご注意いただくようお願いいたします。

上記内容についてご注意いただき、余裕をもってご申請いただきますようお願いいたします。

【お問合せ・申請先】 愛媛労働局雇用環境・均等室 助成金コーナー
松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F
Tel089-918-0011



 **業務改善助成金**
について詳しくはこちら

(R7.10)